平成２７年（フ）第１５２号
松江市矢田町469番地　雇用促進住宅２号棟201号
債務者　三成比佐志
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５３号
松江市矢田町469番地　雇用促進住宅２号棟201号
債務者　三成　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
松江市西川津町844番地２　仙田アパート
債務者　今田　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
大分県日田市東町４番14号
債務者　富田　　豪
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６０号
宮城県石巻市湊字田町74番地23　たかはしアパートＢ号
債務者　伊藤　照美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営幸町団地15棟202）
債務者　日浅　真有
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５号
福岡県京都郡苅田町松原町16番地９
債務者　森山　栄美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
福岡県京都郡苅田町大字与原349番地１（浜田ビル207）
債務者　横山　修平
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区字後田17番地１　ハイツ510　102号室
債務者　上方　冬花
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１３２５号
埼玉県上尾市二ツ宮909番地１　ゴールドレジデンス204
債務者　渡辺　大介
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０５号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1229番地１　レオパレスウエストゴールド216
債務者　里吉　香織
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　県営越谷間久里団地４―305
債務者　徳山真由美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
埼玉県草加市稲荷４丁目23番12号
債務者　林　　拓海
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
埼玉県草加市松江６丁目１番17号
債務者　松本　真貴
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
愛知県豊田市明和町３丁目26番地　舎楽915　201号
債務者　大平　鉄喜
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
愛知県豊田市明和町３丁目26番地２　舎楽911―101号、前住所京都府京都市中京区竹屋町通河原町東入末丸町284番地　石長社員寮
債務者　大平　初子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
愛知県西尾市山下町八幡山56番地１
債務者　竹林　照夫
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係